

令和7年度 南風原町住宅リフォーム支援事業のお知らせ

内 容

補助対象となる工事は、総工事費20万円以上（消費税及び地方消費税の額を含む）で、下記の工事が対象となります。

補助金の額は、補助対象経費（※下記条件参照）の20%に相当する額（1,000円未満の端数は切り捨て）で、当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度となります。

対象工事

1) バリアフリー改修工事

（通路側の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの取付、段差の解消、出入り口戸の改良、滑りにくい床材料への取替）

2) 省エネ改修工事

（窓の断熱工事、床の断熱工事、屋根及び天井の断熱工事、壁の断熱工事）

3) 住宅の耐久性を向上させる改修工事

（柱、はり等主要構造部のはく離したコンクリートの除去及び改修、ひさし、天井裏等落下した場合の危険性が高い部位のはく離したコンクリートの除去及び補修）

4) テレワーク推進改修工事

（室内にテレワークを行うためのデスク設置、壁や扉で仕切られるテレワークスペースを新たに設置する工事、非接触型の住環境整備に資する工事等

補助の条件等

- ①南風原町に住民登録をしていること
- ②リフォーム工事を行う住宅の所有者であり、かつ、当該住宅に現に居住していること。
- ③申請者は介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けていない。
- ④申請者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による住宅改修費の支給を受けていない。
- ⑤町税等（町民税、固定資産税及び軽自動車税、国健康保険税、給食費、保育料）を滞納していないこと。
- ⑥町内業者が行うリフォーム工事であること。
- ⑦建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ⑧リフォームに要する費用の額が20万円以上であること。
- ⑨平成24年～令和7年度までに同様のリフォーム支援事業の交付を受けていないこと。
- ⑩補助の対象となるのは住居部分のみであり、共同住宅の共用部分又は非住宅部分（店舗、事務所、倉庫等）は含まれていない。
- ⑪工事を請け負う業者は本町に本社又は営業所がある法人又は本町に事務所を有し、かつ、本町に住民登録している個人である。
- ⑫補助対象工事は令和8年2月16日（月）までに完了（支払を含む）する工事である。
- ⑬交付決定通知前に、補助対象工事に着手していない。

受付期間 令和7年6月25日（水）から10月31日（金）

※先着順の受付となります。予算に限りがありますので、予算が無くなり次第受付を終了します。
※詳しくはホームページ、まちづくり振興課までお問い合わせください。

TEL 889-4412 Fax 889-7657